

○上昇する医療費 ～早期発見・早期治療で、医療費の抑制に努めましょう～

平成25年度の奥出雲町国民健康保険被保険者1人あたりの医療費が前年度より6.4％増加しています。医療費が上昇し続ければ国保税もそれに応じて引き上げていかなければなりません。定期的に健診を受けるなど、被保険者一人ひとりが病気の早期発見・早期治療に心掛け、医療費の抑制に努めましょう。

■お問い合わせ先／・資格関係…健康福祉課 有線31-5121 電話54-2511
・税額関係…税務課 有線20-4254 電話52-2671

後期高齢者医療の 被保険者証が変わります

現在お使いの後期高齢者医療の被保険者証（水色）の有効期限は、7月31日までです。

8月1日からお使いいただく新しい被保険者証は「桃色」で、7月末までに簡易書留でお送りします。

平成25年中の所得の状況等により負担割合が変更になる場合があります。被保険者証に記載されている自己負担割合（「1割」または「3割」）をご確認ください。

【お問い合わせ先】

役場健康福祉課
有線（31）5123
電話（54）2511
島根県後期高齢者医療広域連合
☎0852（20）7526

日曜日の納税相談 を始めます

町税（町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）は町民の皆様が健康で安全・安心な暮らしができるよう、福祉・教育・社会資本整備などの行政サービスを提供するために、なくてはならない貴重な財源です。

町税の滞納を解消することを目的に、平日は仕事等で相談や納付ができずにお困りの方を対象とした、日曜日の納税相談を毎月1回開催します。相談日当日は納付も受け付けますので、この機会をご利用ください。

なお、8月の相談日は次のとおりです。

【相談日時】

8月17日（日）
午前9時から午後4時まで

【相談場所】

役場横田庁舎1階債権管理課
【お問い合わせ先】
役場債権管理課

有線（20）4256
電話（52）2113

新築・増築の家屋調査 にご協力ください

新築、増築した家屋については、完成の翌年度から固定資産税が課税されます。

税額の算出基礎となる評価額を決定するため、税務課職員が訪問し、屋根や外壁、内部の間取り、建築材料や仕上げの状況等を調査させていただきます。

7月広報配布にあわせ、家屋調査書を自治会等を通じてとりまとめていただくことにしています。該当の家屋所有者の方には、事前連絡のうえ調査の日程を調整させていただきますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

役場税務課
有線（20）4253
電話（52）2671

国保コーナー 平成26年度国民健康保険税の年税額が決まりました

本年度の国民健康保険の税率（額）が次のとおり決定しましたので、お知らせします。

○保険税の本算定について

年度当初の4月から6月までの間は「仮算定期間」でしたが、今回の「本算定」により、各世帯の年税額が確定します。7月以降はその確定額から仮算定期間の税額を差し引き、残りの月数（9ヶ月）で割った額を月々納付して頂くことになります。

		※1 所得割	※2 均等割	※3 平等割
医療給付費分	税率（額）	8.10%	26,000円	20,000円
	前年度比較	（0.8％増）	（2,600円増）	（1,200円増）
後期高齢者支援金分	税率（額）	2.80%	9,000円	7,200円
	前年度比較	（同額）	（同額）	（同額）
介護納付金分	税率（額）	1.95%	8,500円	4,600円
	前年度比較	（同率）	（同額）	（同額）

※1 【所得割】世帯の前年所得に応じた計算
※2 【均等割】世帯の加入者数に応じた計算
※3 【平等割】全世帯に平等に課税

なお、最高限度額は「医療分」が昨年と同額の51万円で据え置き、「支援金分」と「介護分」は2万円ずつ引き上げられ、それぞれ16万円、14万円になりました。

○保険税の年額算出例

【算出例1】4人家族で、世帯主の給与年収が400万円（所得に換算すると266万円）、配偶者、子供2人とも収入が無い場合

*年齢条件：世帯主（40歳代）、妻（40歳代）、子供2人（未成年）

（医療分）	・所得割（266万円－33万円）×8.10%	= 188,700円	①＋②＋③で 年税額 488,100 円 となります。 （昨年より約6.6％増）
	・均等割 26,000円×4人	= 104,000円	
	・平等割 1世帯20,000円	= 20,000円	
	計	= 312,700円 ①	
（支援金分）	・所得割（266万円－33万円）×2.80%	= 65,200円	①＋②＋③で 年税額 488,100 円 となります。 （昨年より約6.6％増）
	・均等割 9,000円×4人	= 36,000円	
	・平等割 1世帯7,200円	= 7,200円	
	計	= 108,400円 ②	
（介護分） （※4）	・所得割（266万円－33万円）×1.95%	= 45,400円	（※4）介護分は40～64歳 の方が対象
	・均等割 8,500円×2人	= 17,000円	
	・平等割 1世帯4,600円	= 4,600円	
	計	= 67,000円 ③	

○税額の軽減制度等

①低所得者に対する軽減

世帯の前年所得が下表に該当する場合、均等割額と平等割額を軽減します。
今年度から2割軽減と5割軽減の軽減判定を見直したため、対象者が大幅に拡充されました。

軽減割合	前年の世帯の総所得額
7割軽減	33万円以下
5割軽減	33万円＋24万5千円×〔被保険者数〕以下
2割軽減	33万円＋45万円×〔擬制世帯主以外の被保険者数〕以下

【算出例2】4人家族で、世帯主の給与年収が300万円（所得に換算すると192万円）、配偶者、子供2人とも収入が無い場合

*年齢条件：世帯主（40歳代）、妻（40歳代）、子供2人（未成年）

・昨年度は軽減制度の該当になりませんでした。今年度は「2割軽減」の対象世帯となります。

軽減後の年税額は**355,100円**（昨年度より3.7％の減）となります。

②非自発的失業者に対する軽減

解雇や雇い止めなど、自己都合でない理由で退職した場合には、2年度に限り前年の給与所得を100分の30に軽減して税額を算出する制度があります。

③一部負担金の減免制度について

災害や火災等特別の事由により生活が著しく困難となった方に対し、病院で診察を受ける際に支払う一部負担金を減免する制度があります。（※ただし、国保税の未納がない方に限ります。）

